

## 産業建設委員協議会記録

開会年月日	平成30年5月8日
開会時刻	午前9時56分
閉会時刻	午前10時23分
出席委員名	◎世古 明    ○野崎隆太    中村 功    北村 勝
	野口佳子    小山 敏    山本正一    宿 典泰
	西山 則夫 議長
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	森田 晃司
協議案件	1 石灯籠の対応について
説明者	都市整備部長、都市整備部次長、都市整備部参事、維持課長
	その他関係参与

## 協議経過

世古委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、「石灯籠の対応について」を協議し、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時56分

### ◎世古明委員長

ただ今から産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、「石灯籠の対応について」であります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎世古明委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

## 【石灯籠の対応について】

### ◎世古明委員長

それでは、「石灯籠の対応について」を御協議願います。

本件につきましては、皆様御存じのとおり、4月14日に石灯籠の笠石が落下し、市民の方がお亡くなりになるという痛ましい事故が発生いたしました。お亡くなりになられた方の御冥福をお祈り申し上げるとともに心からお悔やみを申し上げます。

それでは当局からの説明をお願いいたします。

都市整備部長。

### ●森田都市整備部長

本日は、大変御多忙のところ産業建設委員協議会を開催いただき、誠にありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、先ほど委員長から御案内のありましたとおり、「石灯籠の対応について」でございます。

また、先程委員長からもございましたが、この度の事故におきましては、お亡くなりになりました方の御冥福をお祈りいたしますとともに、心よりお悔やみ申し上げます。

それでは、詳細につきましては、各担当部署から御説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

◎世古明委員長

維持課長。

●上田維持課長

それでは、「石灯籠の対応について」御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

まず、1の「経緯について」でございますが、市内の国道、県道、市道及び伊勢市営宇治駐車場等には、石灯籠が514基設置されており、古いものでは60年以上前に設置されたものも存在しております。

また、その石灯籠は管理者が存在せず、不法占用物件となっております。

なお、今日現在におきましては、近鉄宇治山田駅前広場内の1基が撤去され、513基となっております。

平成30年4月14日に県道でのバス接触事故により通行人が死亡する事故が発生したことを受け、各道路管理者は、同様の事故を未然に防止するため、4月21日から25日の間に危険性の高い石灯籠25基を撤去いたしました。

そのうち20基が上部のみ、5基が柱を含む全部撤去でございます。

次に、2の「市道及び伊勢市営宇治駐車場の対応について」でございます。(1)の市道岡本吹上線には8基の石灯籠が存在しており、点検の結果、ぐらつきや倒壊のおそれがあるような傾き、損傷はありませんでしたが、4月24日にバス停留所付近の1基と車道に笠の出ている2基については、柱を残し、笠、火袋、台を撤去したところでございます。

(2)の伊勢市営宇治駐車場内及びその付近には、69基の石灯籠が存在しており、点検の結果、ぐらつきや倒壊のおそれがあるような傾きや損傷はありませんでした。

また、69基以外に三重県管轄の14基も存在しております。

3の「今後の対応方針について」でございます。4月26日の国、県、市の担当者会議で、道路管理者として以下3点の理由から、全部撤去することを共有したところでございます。

1つ目としまして、車両等の衝突により、同様の事故が発生するおそれがある石灯籠について、交通に危険を及ぼすおそれがあり、撤去する必要がある。

2つ目としまして、石灯籠は古いもので設置から60年以上経過し、その間、適切な管理がされておらず、今後老朽化が進行するおそれがあることから、撤去する必要がある。

3つ目としまして、石灯籠は地震の揺れや衝撃に耐えうる構造となっているとは必ず

しも断言できないことから、交通に危険を及ぼすおそれがあり、撤去する必要がある。

以上のことから、市管理地内に設置されている石灯籠については、次のとおり対応したいと考えております。

市道岡本吹上線の近鉄宇治山田駅からみずほ銀行の区間にある8基について、全部撤去します。

また、伊勢市営宇治駐車場及びその付近については、市は69基、三重県は14基、合わせて83基全部撤去とします。

また、駐車場及び付近については、道路法が適用できないことから、撤去の手續等について、三重県と調整中でございます。

なお、撤去の時期につきましては、7月26日から始まります、全国高等学校総合体育大会までに行いたいと考えております。

以上、「石灯籠の対応について」御説明申し上げました。

よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

#### ◎世古明委員長

ただ今の説明に対しまして御発言はありませんか。

小山委員。

#### ○小山敏委員

今回、本当に痛ましい事故が起こりまして、お亡くなりになりました方にお悔やみ申し上げますけれども、全部撤去するということが報道されまして、それを受けまして、一部の市民の方からもですね、安全第一は分かるんだけど、あまりにも拙速ではないかと言う声も聞こえてまいります。

以前からですね、この不法占拠の状態が続いておりまして、この市議会でも協議されたことはあるんですけども、県も市もですね、撤去をちゅうちょしとったのはやっぱり、伊勢らしい風景と言いますか、歴史的な遺産である灯籠をですね、撤去することにちょっとためらってたんでないかなというふうに思う訳なんです。個人的にはそう思っているんですけどね。撤去できるものならとっくにしとったと思うんですが、それを占有許可も取らないまま今までも続いてきたということはやっぱりそれなりに、そういうことに配慮してたんでないかなと思うんですが、もうちょっとですね、何かいい方法がないかなというふうに思うんです。あまりに一気に撤去してしまうのはもったいないっていうように個人的に思うんですが、確かに安全第一っていいですかね、そういうことは優先しなきゃいけ

ないんですけども、もうちょっと何とかならなかったのかなという思いがするものですから、ちょっとその辺のお考えを教えてください。

◎世古明委員長

都市整備部次長。

●宮本都市整備部次長

ただ今の小山委員さんの御質問にお答えします。

おっしゃるとおり、この石灯籠につきましては、歴史があるというところで惜しむ声もごございます。今回この全面撤去というところの決断をした訳なんですけど、実は、平成27年から28年、29年とですね、市と県と国と共通して灯籠の危険度の点検をしてまいりました。その点検内容としましては、やはり、傾きであったりとか、人力による揺動により、ぐらつきを確認したりとか、損傷であったりとか、そういったところで、危険と判断したものにしましては撤去してまいりました。

今回こういった、震度7の地震のおそれがある中で、そういった倒壊のおそれもずっとありながら、ようやくんだというのはそういったこともありますが、点検の中で、即座に撤去すべきというところまで判断はできませんでした。

ただ、今回こういった、予測もしてなかったと言いますか、車道から、灯籠の離隔というところの判断が今までなかった中で、今回バスのミラーが接触して上部が落下したと、そういった事故でございました。そして、そういった同じような事故が起こったらいかんというところで、国、県、市で今回と同じようなことが考えられるところを緊急的に撤去いたしました。

その撤去した中で、市と県は、維持課長の説明がありましたけど、台と火袋と笠を撤去した訳なんですけど、石灯籠の中には柱と火袋や台に、しっかりとした鉄筋で固定されたものがあれば、今回、痛ましい事故があった灯籠につきましては、そういった鉄筋もなく、モルタルが風化して落下したというところもあれば、国が5基を撤去したのは、下から全部撤去した訳なんですけど、その撤去したときに初めて分かったのが、灯籠の下にある基礎の部分が、予想よりも小さかった。そういったところを踏まえますと、今後、南海トラフ地震の発生率が高い中で、そういった危険が予測される、そうしたときには、道路の通行者だけでなく、緊急車両、云々ということも考えますと、今回は、惜しむ声もお聞きしますが、全面撤去に踏み切ったというところでごございますので、御理解よろしく賜りますようお願いいたします。

◎世古明委員長

小山委員。

○小山敏委員

分かりました。よく分かるんですけどね。最初は昭和30年ですね、設置する団体が設立されてですね、そこが消滅してしまってからまた新しい奉賛会みたいなのが立ち上がったり、また消えたりとか、幾つかの団体ができましたよね。平成18年ぐらいやったんですかね、市議会の方でも協議があってですね、その団体に任せて、今ある灯籠は全部撤去して安全なものを設置するという方向でですね、産業建設委員協議会でもそんな協議があったように思うんですが、もうそういう団体も今は消滅してしまっておりませんもんで、非常に難しいかと思うんですけどもね。

今のを安全な形に変えて残すというふうな方向は考えられないんですかね。

◎世古明委員長

維持課長。

●上田維持課長

道路管理者の立場から言わせていただきますとですね、歩道の利便性を考える中で、現在の石灯籠は危険であるため、必要でないというふうに考えております。

以上でございます。

◎世古明委員長

他に御発言はございませんか。

山本委員。

○山本正一委員

お聞きしたいんですが、灯籠には全部ネーミングが入ってますよね。奉納って言うのか、あれは建てられて、お金を出した人の企業名が皆入っと思うんですが、旧総理大臣の名前もあると思うんですが、そういうところへは撤去するという通知というのか、お知らせはしとんのかいな。そこら辺はどうなんやな。国、県、市の3者で、これを撤去することにしたでそこら辺の話は出やんだんかな。

◎世古明委員長

維持課長。

●上田維持課長

刻銘者に対してですね、これから、国、県、市と、撤去する前に連絡するかどうかっていうのは、協議をして決めていきたいと思ってます。恐らく、連絡することになると思います。

以上でございます。

◎世古明委員長

都市整備部次長。

●宮本都市整備部次長

今、維持課長からお答えさせていただきましたが、今回は、この撤去につきましては、道路法の44条の2項で撤去いたします。これ根拠法令と言いますのは、実は、その10年前とか、こちらで議論されたときには、道路法の71条というもので撤去するところが根拠法でした。71条と言いますと、今、委員仰せられたとおりですね、刻銘者に、所有者に過失なく確知できる、管理者が努力をして、そのときに、できなかった場合には撤去ということで、公告もいたしまして、期限が過ぎた中で所有者が見つからなかった場合は道路管理者が撤去するという方針で、そういった根拠法令だったんですけど、平成28年に道路法が改正されまして、11月なんですけど、これが今回の根拠法令で44条の2項でございます。

この44条の2項というのは、法令的には、トラック等から積載物が道路に落ちたときに、その落ちた物の所有者が分からなかった場合のみ、道路管理者が危険物として撤去することしかできなかったんですが、平成28年の道路法の改正に伴いまして、落下物以外にも不法占用物とか、危険物、そういったものが道路の構造を損傷する、あるいは道路の交通の危険性があると判断したときには、撤去しやないかんとときに所有者が見つからない場合には道路管理者として撤去できるという法令に変わりました。その中で、撤去した後に、ちゃんと管理者が保管をして、保管をした後に、所有者、今言われた刻銘者等に連絡をして、所有の確認すると、そういった法律に変わりましたので、そういったことで、法的には事前にそういった刻銘者には連絡せんでも、ええように法律は変わっています。ただ、

今、維持課長言いましたように、今回、国、県、市は、そこら辺は法的な手続に則るのではなくって、慎重に刻銘者にも、連絡を、確認をしながら手続を早急に進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

◎世古明委員長

山本委員。

○山本正一委員

あの灯籠に関しては、法令が変わったとかということは、恐らくはあれを寄付って言うんか、奉納って言うんか名前を書いて、現実にお金を払うてあれを建てとる訳なんで、結局連絡をしたらんと、以前にもあれを、うちもじいちゃんやら、ひいじいさんが建てたんやと、うちの地元のあれを取るんであれば、地元の自分の氏神さんとかへあれを建てたいという人もおったんですわ。それでやっぱり取ってそのまま置いとくということよりもやっぱり連絡をしたらんと、それは親切やと思うんですよね。後のことまでちゃんとしたらんと、ただ取ったわということではいかんと思うんで、そこのところ法律がどうやこうやちゅうのは、向こうもお金を出した人も知らんし、我々もそんなことは分からんので、親切丁寧にしたって欲しいなと思うんで、分かりましたんで、よろしくをお願いします。

◎世古明委員長

他に御発言ございませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

私も少し御質問申し上げたいと思うんですけれども、まずはですね、私は産業建設委員協議会を開かれる前の話として、非常に残念なのが、事故が起こったことについては、新聞、また、ニュース等で確認ができた訳でありますけれども、どういう状況で、今後、この石灯籠というのがですね、私が知る限りは平成30年に建てられた灯籠でありますけれども、平成18年ぐらいからそういう耐震性のことも含めて議論があったと思うんですよね。そういう状況の中で、何かこちらから物を言わないと、やはり産業建設委員会への報告がなされなかったということについてもですね、非常に不満に思います。その間、市民の方々はどういうことになるんかとか、どういう状況でこんなことになって、今後どうなってくるんかというような、小山委員からも市民の声としてはありましたけれども、そうい

う話というのがですね、全然我々の耳に届かないような状況で、やっと先日、この協議会を開くということになって、御説明いただいた訳なんですけれども、その辺りの情報の出し方についてですね、非常に私は、当局側の方の不備があるのではないかなと思っておるんですけれど、そこら辺の主観はどうですか。

◎世古明委員長

宿委員、すみません、先ほど平成と違って昭和でよろしいですか。

○宿典泰委員

昭和30年に建設されたんですよね。多分ね。灯籠はね。  
はい。

◎世古明委員長

当局の答弁をお願いします。  
維持課長。

●上田維持課長

委員おっしゃられるようにですね、大変遅れて申し訳ないと思っております。  
ただ、この件に関しましては、国、県、市とですね、歩調を合わせながら、方針を決定していく、そういったことをやっておりますので、言い訳になってしまうんですけれども、4月26日の石灯籠に関する担当者会議を経ての報告となってしまいまして、申し訳ございませんでした。

◎世古明委員長

宿委員。

○宿典泰委員

台風21号のときもそうでありますけれども、その結果をすぐ出せと言うことではなくて、今どのような状況で、今後どうして行くんやと。国、県との協議がこう進んでいくということであればですね、中間報告としてはそういうことが、やはりこの協議会開いてできる訳ですよ。何か結論ありきのような話で、結論が出てから、こういう協議会が開かれておることについては、非常に私は不満です。その間やはり各議員については、各方面

からいろんな話もあって、それがお答えできなくて、中途半端になっておるのではないかなということを、想像するもんですからね。その辺りのことは、やはりきちっとですね、いろんな形で出たものについては、報告を願いたい。特に先ほどから、耐震問題を言いますけれども、平成18年のときにですね、私も報告を受けた中に平成18年8月に現在の灯籠ということで、地震の際には、震度5強で倒壊のおそれがあるとかですね、暴風が風速40メートルを超えると、これも倒壊のおそれがあるというようなこととか、それと自動車事故のことも触れられて、大きく3点が指摘されておるんです。その当時にも私議論したことがあるんですけれども、やはり安全性を保つということが非常に大きな問題と違うんかと。アンケートをとって、伊勢市民の方にいろいろと情報を集約されたケースがありますけれども、アンケートを見さしてもらおうと、アンケートの中身というのは、その耐震問題であったりとか、安全性のことはほとんど触れられていなくて、歴史的な景観で残した方がいいんか悪いんかみたいな話だけが先行したような状況のアンケートでした。今も読み返したんですけどね。そういうことが、今はその安全性をいかに行政側で担保して、市民の方、また、来訪者の安全性を担保していけるかということが非常に大事なわけですから、その辺りが平成18年からですね、こういう事故が起こるまで、何か、棚上げしといてですね、事故が起こって、本当に残念な結果の中で物事が動くということについて、どのようなお考えをしておるのかちょっとお伺いしたいと思います。

◎世古明委員長

都市整備部次長。

●宮本都市整備部次長

今宿委員仰せられたとおりですね、私も過去の議会の資料を読まさせていただきました。平成18年、19年、21年、22年と新しく、灯籠の管理者、それから灯籠を建てるときに御議論いただいた中で、宿委員さんのお言葉としましては、新しい灯籠云々よりも、今の危険物をまず撤去すべきではないかという、お声を聞いておったというところは、その後、そういった形で進めるところやったんですが、その解散とかいう話が平成22年に起きまして、その後止まってしまったというところは深く反省しております。

何を言っても言い訳になりますので、どうもすみませんでした。

◎世古明委員長

宿委員。

○宿典泰委員

これからのことですのでね、前向きに捉えていきたいと思うんですけれども、結局は、我々伊勢市は観光客の受け入れをどんどんやっていきたいということで、部署は違いますけれども、そういうことで進んでおる訳ですよ。その中で、景観問題を、そういう灯籠に関して言われる方もみえますけれども、その前に安全性ということが一番ではないかなということと、それと歩いてみえる方がおりますが、その歩道についてもですね、すごく狭小になって、また以前樹木の話もしましたけれども、歩道がそんなに易しい、安全な状況にはないということも含めてこれから考えていかないかんで、撤去するのはするで、これは苦渋の選択としてね、当局側が国、県と共にですね、選択したとしても、後の景観問題、また安全性、歩道の幅員管理というものをどのようにしていくかということがすごく大きな話だと思うんです。実際には、懇談会が開かれて、平成25年から28年ぐらいまで、いろいろと議論してもらった中にも、大きく数点にわたってですね、指摘があるんですよ。こういったことが何も生かされずに、事故があっただけということになるということは非常に私ふがないような状況だと思うんですけれども、今後の町並みとしてはですね、どのようなことを、撤去はいいですよ。撤去はいいんですけれども、どのような考え方で進んでいくのか。

また、観光で訪れる方もみえますから、そのあたりの安全性についてもですね、どのように考えておるのか、その点もお聞かせを願いたいと思うんですけど。

◎世古明委員長

都市整備部長。

●森田都市整備部長

確かに委員仰せのとおり、これまでですね、この灯籠につきましてはいろいろ議論がされてきました。その中で様々な御意見をいただく中で、これまで経過をしてきた訳でございますけれども、そういった中で今回本当に残念なんですけれども、こういった事故が起きてしましまして、まず、命の安全、命を守ることが第一ということで、全面撤去という方針を出させていただいたところです。

また、今後歩道また道路の安全確保というところではですね、こちらも、様々な歩道にはですね、占用物もありますし、樹木等もありまして、歩道につきましては、支障のあるところもあって、これまで補修等でですね、安全確保のために整備もさせていただいて

いるところでございます。

これからもですね、道路の安全確保という面です、私ども、安全確保のために進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎世古明委員長

宿委員。

○宿典泰委員

先ほど山本委員が言われた、灯籠にきちっと刻印をされておる方についてはですね、今まで、昭和30年からの話かどうかは別としてもですね、それだけの歴史の中で、今回撤去ということ判断された訳ですから、それは、7月26日までに撤去すると、インターハイまた国体もありますから、それまでの安全性を保つためには、それは仕方ないとしても、どの位置にどのような方の灯籠があったということがきちっと区分けができるような状況で、また御返信をいただいて、そういう撤去をしていくんだという、処分をどうするかということについての問い合わせをですね、しっかりやっていただきたいと、このように私も要望しておきます。

◎世古明委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎世古明委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で、本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして、産業建設委員協議会を閉会いたします。

閉会 午前10時23分